

離島特産品等マーケティング支援事業
募集要項（継続）

平成 29 年 1 月 16 日

株式会社沖縄 TLO

目次

1. 支援の概要	1
2. 支援の対象	1
2.1 応募資格	1
2.2 支援対象となる「離島特産品等」について	2
2.3 支援対象となる取り組み内容について	2
3 応募方法について	2
3.1 応募書類	2
3.2 提案に係る提出書類	3
3.3 提出先および問い合わせ先	3
4 継続審査の方法	4
4.1 選定委員会による審査	4
4.2 審査の方法	4
4.3 採択する地域連携企業体数	4
4.4 審査基準	5
4.5 審査結果の通知	5
4.6 活動計画書および補助金申請書の作成について	5
5. 継続活動開始までのスケジュール	6

1. 支援の概要

本事業では、「離島ブランド」の販売戦略構築・推進に対し、最長で 2 年間の支援を実施します。2 年目の継続支援については、1 年目の活動取り組み状況及び 2 年目の活動計画を評価・検証し、継続支援するか否かを判断します。

また、継続支援に関しては、沖縄県の平成 29 年度予算の成立と沖縄振興特別推進交付金の交付決定が前提となります。

継続支援の概要は以下の通りです。

図表 1 継続支援の概要

支援内容	① 平成 27 年度または平成 28 年度事業において販売戦略の構築・推進に取り組んだ「離島ブランド」の強化のための継続活動へのハンズオン支援 ② 平成 27 年度または平成 28 年度事業において販売戦略の構築・推進に取り組んだ「離島ブランド」の強化のための継続活動のための費用の助成 ※1 件につき、補助対象経費の 10 分の 8 以内（上限 400 万円）を沖縄県が直接助成します。
支援対象	平成 27 年度または平成 28 年度の支援対象地域連携企業体 ※平成 27 年度または平成 28 年度の構成員の 2/3 以上の事業者を含み、3 者以上で構成される地域連携企業体を支援対象とします。 ※平成 29 年度から新規に構成員となる事業者および支援対象商品については、本事業の規定により審査されます。
対象件数	地域連携企業体 3 件以内
支援期間	交付決定日～平成 30 年 2 月 28 日

2. 支援の対象

2.1 応募資格

本事業への応募資格は、次の要件を全て満たしていることが必要です。なお、応募の要件に適合しないと判断された場合は、審査の対象にならない、もしくは、審査で一部の構成員や支援対象商品が対象とならない場合があります。

- ① 平成 27 年度または平成 28 年度の支援対象として活動した「離島ブランド」の推進を継続して実施する地域連携企業体であること
- ② 平成 27 年度または平成 28 年度の構成員の 2/3 以上の事業者を含み、3 者以上で構成された地域連携企業体であること。
- ③ 全ての構成員が平成 28 年度募集要項で示す「応募資格 (P7)」を満たしていること

2.2 支援対象となる「離島特産品等」について

本事業への支援対象となる「離島特産品等」については、平成 28 年度募集要項で示す「離島特産品等 (P7)」の要件を満たしていることを要件とします。ただし、補助対象経費を同じくする他の国、県及び市町村等の補助金と重複する場合は、支援対象外とします。

なお、平成 27 年度または平成 28 年度の支援対象事業者については、同一の支援対象商品を原則とし、離島ブランド構築に向けて必要と認められ商品の追加も可能です。

2.3 支援対象となる取り組み内容について

平成 27 年度または平成 28 年度に構築した「離島ブランド」の販売戦略 (ブランド戦略、目指すべきビジョン等) をもとに、平成 29 年度も継続して活動する取り組みを支援します。

3 応募方法について

応募者は、応募に係る書類一式を書類提出締切り期日までに株式会社沖縄 TLO に提出してください。

3.1 応募書類

(1) 継続審査申請書 (様式 1) 提出〳切 2月3日(金)

様式 1 を用いて、継続活動の希望の有無を記載し、継続審査申請を行ってください。
平成 27 年度または平成 28 年度の代表構成員が申請してください。

(2) 応募申請書 (様式 2) 提出〳切 2月17日(金)

様式 2 を用いて、平成 29 年度の活動を実施する地域連携企業体の構成を記載し、応募申請を行ってください。
平成 29 年度の代表構成員となる事業者が申請を行ってください。

(3) その他申請書類 (新規構成員のみ) 提出〳切 2月17日(金)

平成 29 年度から参画する構成員については、別途以下の書類を提出してください。

- ・ 会社概要表 (様式 3)
- ・ 直近年度の決算報告
- ・ 納税証明書 (直近 1 期分の法人税、消費税および地方消費税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税の納税証明書)
- ・ 提案商品を説明するパンフレット・カタログ等
- ・ 提案商品にかかる営業許可証のコピー
- ・ 提案商品の写真 (現品は継続審査会にご持参ください)

平成 27 年度または平成 28 年度支援対象事業者が対象商品を追加する場合については、追加商品にかかる営業許可証のコピーを提出してください。

なお、2月23日(木)の継続審査については、提案商品(各1点)の提出をお願いします。
詳細は、本事業事務局にご確認ください。

3.2 提案に係る提出書類

<input type="checkbox"/>	継続審査申請書(様式1)	正1通
<input type="checkbox"/>	応募申請書(様式2)	正1通
その他申請書類(新規構成員のみ)		
<input type="checkbox"/>	会社概要表(様式3)	正1通
<input type="checkbox"/>	直近年度の決算報告	正1通
<input type="checkbox"/>	納税証明書(直近1期分)	正1通
	・ 法人税、消費税および地方消費税	
	・ 法人事業税	
	・ 法人県民税	
<input type="checkbox"/>	・ 法人市町村民税	
<input type="checkbox"/>	提案商品を説明するパンフレット・カタログ等	各15部
<input type="checkbox"/>	提案商品にかかる営業許可証のコピー	正1通
<input type="checkbox"/>	提案商品の写真(現品は継続審査会にご持参ください)	15部

- ※ FAX、メールによる提出は受け付けませんのでご注意ください。
- ※ 郵送で提出する場合は、各提出日必着とします。
- ※ 提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください。

3.3 提出先および問い合わせ先

<p>平成 28 年度離島特産品等マーケティング支援事業 事務局 株式会社沖縄 TLO (担当：津波古、渡名喜、大井) 〒903-0123 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地 琉球大学産学官連携推進機構内 TEL：098-895-1701 FAX：098-993-7677 E-mail：washita@okinawa-tlo.com</p>
--

4 継続審査の方法

4.1 選定委員会による審査

継続活動を希望する地域連携企業体は、応募書類を期日までに提出したうえで、第 3 回選定委員会において、平成 29 年度実施計画案についてプレゼンテーションを行ってください。

平成 27 年度または平成 28 年度の活動成果を踏まえたうえで、平成 29 年度実施計画案の妥当性や継続支援の必要性等を審査し、継続支援の可否を審査します。

4.2 審査の方法

平成 28 年度第 3 回選定委員会において、以下の通り、継続審査会を実施します。

図表 2 第 3 回選定委員会の実施概要

日	時	平成 29 年 2 月 23 日(木) 10:00～
場	所	沖縄産業支援センター 会議室
内	容	<p>■平成 28 年度 成果報告会 10:00～ 活動報告(15 分)、指導・助言(15 分)</p> <p>■継続審査会 14:30～ プレゼンテーション(15 分)、質疑(20 分)</p>

4.3 採択する地域連携企業体数

採択する地域連携企業体数は、最大で 3 件となります。

4.4 審査基準

- (1) 1 年目の活動において評価できる成果があったこと
 - ・ 販路開拓件数と付随するブランドとしての販路または情報発信チャネルの確保
 - ・ 人材育成の達成度
 - ・ 連携によるメリットの創出
 - ・ 売上の向上
- (2) 平成 29 年度の活動計画案が妥当な内容になっていること
 - ・ 目標設定の明確性および妥当性
 - ・ 活動内容の妥当性および実効性
- (3) 平成 29 年度のブランド化推進にかかる組織体制が十分であること
 - ・ ブランド化推進にかかる組織体制
 - ・ 継続活動に対する構成員の主体性および目標の明確性
 - ・ 代表構成員、地域マーケティングプロデューサーの適正
- (4) 継続支援を行うことによって、課題解決が期待できること
 - ・ 解決すべき課題の明確性
 - ・ 継続支援することによる課題解決の可能性

4.5 審査結果の通知

継続審査会終了後、沖縄 TLO より、平成 29 年度の代表構成員に対し、審査の結果を通知します。

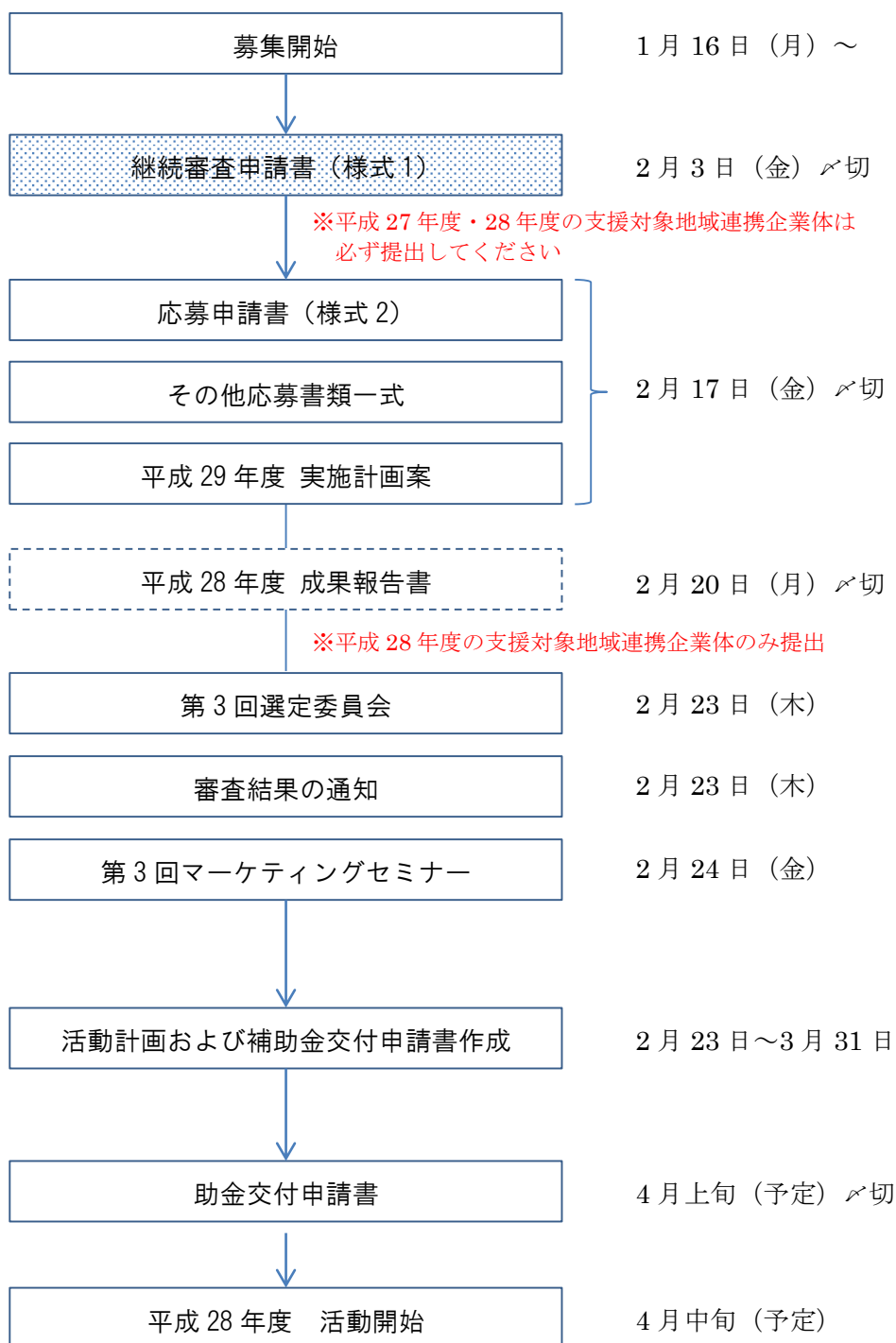
4.6 活動計画書および補助金申請書の作成について

継続活動の内容については、継続審査会における選定委員会からの提言等を踏まえ、採択の条件として、申請書における計画等の一部見直しを行うことがあります。

採択された地域連携企業体は、平成 29 年 3 月中に補助金交付申請書の内容をコーディネーターと相談の上、作成してください。

継続支援の採択が決定した地域連携企業体へ沖縄県から申請期間や申請方法を通知します。(申請時期は平成 29 年 4 月上旬を予定)

5. 継続活動開始までのスケジュール



〈参考〉平成 28 年度 募集要項 P7

2.支援対象について

2-1.応募資格

本事業への応募資格は、以下の条件を全て満たしていることを要します。

- ① 本事業を的確に遂行する能力を有し、かつ、本事業の遂行に必要な組織人員を有していること。
- ② 本事業に係る経理その他の事務について、適正な管理体制及び処理能力を有していること。
- ③ 地域連携企業体に属するすべての者が、県税を滞納するなど法令に抵触していないこと。
- ④ 地域連携企業体に属するすべての者が、第 13 条第 1 項の規定により交付決定を取消され、その取消の日から 1 年を経過しない者でないこと。
- ⑤ 本事業による支援を地域連携企業体として累計 2 年受けていないこと。ただし、過去により交付決定を取消された場合は、本事業による支援を 1 年受けたものとみなす。

2-2.対象となる「離島特産品等」とは

本事業の支援対象となる「離島特産品等」とは、下記の①～③であり、支援する「離島特産品等」は、の数は、地域連携企業体の構成員 1 事業所につき、「1 商品」（または「1 つの商品ラインアップ」）とします。（※商品ラインアップとして提案する場合は、概ね 2～3 種類で構成してください。）

①特産品・・・次に掲げる条件のうちいずれか一つを満たす物

- (ア) 離島に所在する製造拠点において、製品としての主たる加工等が施されている物。ただし、製造拠点が離島にあるだけで、本社等の所在地、販売元の所在地及び主原料の産地が全て離島外の場合は、この限りではない。
- (イ) 製造拠点が離島外に所在する場合であっても、本社等の所在地、販売元の所在地及び主原料の産地が全て離島内にある物。

図表 6. 対象となる特産品の該当パターン

本社所在地	製造拠点	販売元所在地	主原料の産地	判定	対象	パターン
島内	島内	島内	島内	○	(ア)	1
			島外	○	(ア)	2
		島外	島内	○	(ア)	3
			島外	○	(ア)	4
	島外	島内	島内	○	(イ)	5
			島外	×		6
		島外	島内	×		7
			島外	×		8
島外	島内	島内	島内	○	(ア)	9
			島外	○	(ア)	10
		島外	島内	○	(ア)	11
			島外	×		12
	島外	島内	島内	×		13
			島外	×		14
		島外	島内	×		15
			島外	×		16

- ②民芸品・伝統工芸品・・・離島において生産若しくは収穫される材料等を用いて製造されるもの、又は離島において伝統的に製造されている物
- ③観光商品・・・離島事業者によって離島への誘客を促進するために造成された観光メニュー

※事業修了後も継続して販売する商品・サービスを支援の対象商品として提示すること。

※本事業において提案する商品・サービスについて、同様な内容の支援を今年度の他の公的な支援を受けているものでないこと。（採択以降において、重複して申請が認められるもの、あるいは後日それが認められたものについては、助成対象の取り消しになることもありますので、ご注意ください。）